

Ⅲ 居住面積水準の状況

居住面積水準は、国民の住生活の安定の確保及び向上の促進を図る上での目標の達成状況を示す成果指標として、住生活基本法に基づき、「住生活基本計画（全国計画）」（平成 23 年 3 月閣議決定）に定められた住宅の面積に関する水準である。

最低居住面積水準は、世帯人数に応じた健康で文化的な住生活を営む基礎として必要不可欠な住宅の面積に関する水準、**誘導居住面積水準**は、世帯人数に応じた豊かな住生活の実現の前提として多様なライフスタイルに対応するために必要と考えられる住宅の面積の水準として設けられている。

最低居住面積水準以上は全国第 2 位、誘導居住面積水準以上は全国第 1 位

表 6

順位	最低居住面積水準以上		誘導居住面積水準以上	
	都道府県名	割合(%)	都道府県名	割合(%)
1	秋田県	96.9	富山県	78.5
2	富山県	96.5	秋田県	76.2
3	長野県	96.3	山形県	73.4
4	山形県	95.9	福井県	73.3
5	岐阜県	95.6	新潟県	72.2

平成 25 年における本県の最低居住面積水準以上の世帯の割合は、96.5%(全国 90.2%)で、全国第 2 位、誘導居住面積水準以上の世帯の割合は 78.5%(全国 56.6%)で、全国第 1 位となっている。

最低居住面積水準以上、誘導居住面積水準以上割合は、持ち家、一戸建てで高い

居住面積水準以上の世帯の割合（富山県、平成 25 年）

図 16 住宅の所有の関係別

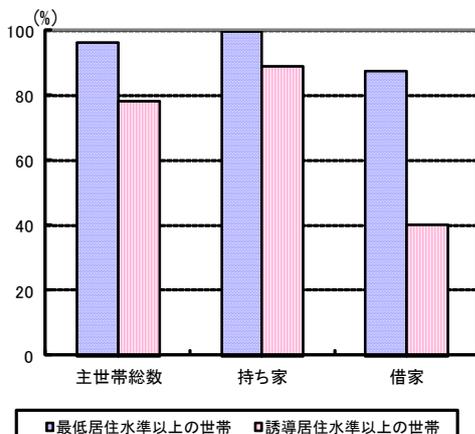
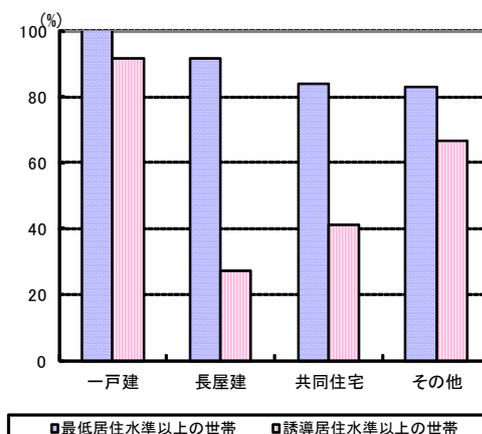


図 17 住宅の建て方別



最低居住面積水準以上の住宅は、所有の関係別では持ち家が 99.8%、借家が 87.7%、建て方別では一戸建が 99.3%、長屋建が 88.0%、共同住宅が 85.3%となっており、誘導居住面積水準以

上の住宅は、所有の関係別では持ち家が88.9%、借家が40.1%で、建て方別では一戸建が88.0%、長屋建が26.0%、共同住宅が41.7%となっている。(図16,17)